

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七号

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則（昭和二十八年十一月奈良県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「同条第五項」を「第五項」に改め、「第十条第一項」の下に「及び第六項第二号」を加える。

第五条の次に次の一条を加える。

（条例第十条第六項第二号に規定する規則で定める者）

第五条の二 条例第十条第六項第二号アに規定する規則で定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。

一 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十四条の二第一項一号に掲げる者に相当する者 退職職員（退職した条例第二条に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）であつて、同法第二十四条の二第一項一号に掲げる者に該当するもの

二 雇用保険法第二十四条の二第二項第二号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に該当するもの

三 雇用保険法第二十四条の二第一項第三号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第二十四条の二第一項第三号に掲げる者に該当するもの

2 条例第十条第六項第二号イに規定する規則で定める者は、前項第二号に定める者とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。